

五監公告第15号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成26年12月18日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
平 井 敏 弘

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

こども課（地域振興課のこども課に属する業務を含む）

3. 監査の期間

平成25年12月26日～平成26年1月29日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 保育園保育料は、平成23年7月21日付け児第428号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知に基づき算定されているが、五泉市保育園保育料徴収条例施行規則と整合がとれていない。適正な事務処理に努められたい。	現在実施している保育料の算定方法と平成23年7月21日付け児第428号新潟県福祉保健部児童家庭課長通知との算定方法の差異については、五泉市規則別表中備考1の一部を改正する規則を平成26年3月25日に施行し、平成24年4月1日から適用し、整合をとりました。
② 所管施設において、使用していない備品が多数見受けられた。有効活用・利用の促進を図り適正な管理に努められたい。施設間での借用備品が見受けられるが、現場に即した備品台帳の整備に努められたい。	使用していない備品については、有効活用を図るため、必要とする施設に所管換えを行いました。また、施設間での備品の貸借については、原則禁止とし、長期に渡る借用備品については、当該施設の備品として備品台帳の整備を実施しました。